

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第十五号

##### 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成二十六年広島県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第二項第二号イを次のように改める。

イ 認定対象建築物の耐震診断判定書

第四条を第五条とする。

第三条第一号を次のように改める。

一 法第十七条第三項の規定による認定を受けようとする建築物の耐震改修計画判定書  
第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告の添付書類）

第三条 省令第五条第四項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 要安全確認計画記載建築物の耐震診断判定書（建築物の耐震診断が、技術指針事項の定めるところにより行われ、かつ、当該耐震診断の実施に当たり行った構造計算が妥当であることを建築物の構造に關し学識経験を有する者その他の知事が適切であると認められた者が証する書類をいう。以下同じ。）（耐震改修工事を実施したものにあっては、耐震改修計画判定書（建築物の耐震改修の計画が、技術指針事項の定めるところにより作成され、かつ、当該計画の作成に当たり行った構造計算が妥当であることを建築物の構造に關し学識経験を有する者その他の知事が適切であると認めた者が証する書類をいう。以下同じ。））

二 要安全確認計画記載建築物の耐震診断をした者が、省令第五条第一項各号のいずれかに該当する者であることが分かる書類

三 要安全確認計画記載建築物の敷地内における配置状況を明示した図面

四 その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、知事が特別な理由があると認めるときは、前項各号に掲げる書類の全部又は一部を添付しないことができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。